「宇治茶ＧＡＰ」の手引き

１　宇治茶ＧＡＰに取り組む目的

（１）京都ブランドにふさわしい、良質で安心・安全な宇治茶を提供して宇治茶に対する信頼性を高め、

（２）宇治茶を生産する上での様々なリスクを低減し、

（３）宇治茶の生産者及び産地がこれからも持続的に発展していくこと、

以上を目的に、生産者、関係機関・団体、行政が一体となって、宇治茶 GAP の導入・実践に取り組みます。

２　考え方

○宇治茶ＧＡＰは、宇治茶を生産する京都府内の全ての生産者・製茶工場が自ら取り組みます。

○京都府の茶業関係団体は、「宇治茶ＧＡＰ推進協議会」を組織し、茶生産者・製茶工場の取組を一体となって支援します。

○宇治茶ＧＡＰの管理基準は、農林水産省「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン（茶）」を満たすものとします。

３　推進体制

（１）宇治茶ＧＡＰ推進協議会の構成団体

（公社）京都府茶業会議所、京都府茶生産協議会
京都府茶協同組合、ＪＡ京都中央会、茶産地ＪＡ
ＪＡ全農京都、京都府

（２）宇治茶ＧＡＰ推進協議会の活動内容

○茶生産農家への周知・指導（研修会の開催等）
○宇治茶ＧＡＰ点検シートの作成・改訂
○宇治茶ＧＡＰの実践・承認制度の設計と推進
○消費者・実需者に対する周知
○会議等の開催

４　宇治茶ＧＡＰの進め方

宇治茶ＧＡＰは、①府内全ての生産者・工場がＧＡＰに取り組む「実践」
②所定の基準を満たした実践者への「承認」
③宇治茶ＧＡＰの「ＰＲ」、の３つに分けて進めます。

【①宇治茶ＧＡＰの実践】

○**対 象 者**：府内の茶生産者・製茶工場全て
○**概　　要**：ＧＡＰ研修会への参加、点検シートによる振り返り、宇治茶ＧＡＰ指導員による改善指導、実践誓約書の提出（後日、誓約書提出者へ実践確認証を交付）
○**配 布 物**：①宇治茶ＧＡＰ点検シート（実践誓約書とじ込み）
②取組マニュアル・参考記帳様式
③「宇治茶ＧＡＰ」の手引き
○**費　　用**：無料
○**推進主体**：京都府茶生産協議会、ＪＡ京都中央会

茶生産者・製茶工場が行うこと

（１）宇治茶ＧＡＰ**研修会に必ず参加**し、ＧＡＰについて正しく理解します

（２）宇治茶ＧＡＰ指導員の助言や宇治茶ＧＡＰ点検シートを参考に、自らの茶栽培・製茶**工程を振り返り**ます

（３）振り返りをもとに、茶栽培・製茶工程の**改善すべき点を明らか**にし、改善方法を考えて取り組みます

（４）上記１～３の内容を、宇治茶ＧＡＰ点検シートに付いている**「実践誓約書」に記入し、産地ＪＡに提出**します（点検シートは提出不要）

（５）宇治茶ＧＡＰ推進協議会が内容を確認後、推進協議会から「実践確認証」が交付されます

（６）宇治茶ＧＡＰ指導員の助言や宇治茶ＧＡＰ点検シートを参考に、**毎年**、工程を振り返り、改善点を明らかにして、実践誓約書を提出し、自らの茶栽培・製茶**工程の改善に取り組み、より良い茶生産を実践しましょう。**

宇治茶ＧＡＰ推進協議会が行うこと

（１）宇治茶ＧＡＰ推進方針の設定
（２）宇治茶ＧＡＰ点検シート（毎年)、マニュアル・参考様式の改訂・印刷・配布
（３）宇治茶ＧＡＰ指導員研修会の開催
（４）実践者名簿の写しを管理し、宇治茶ＧＡＰの進捗状況を把握
（５）宇治茶ＧＡＰの広報（生産者向け、外部向け）

宇治茶ＧＡＰ指導員が行うこと

○**宇治茶ＧＡＰ指導員**：産地ＪＡ担当者、ＴＡＣ、普及指導員、GAP に先進的に取組む農家等

○宇治茶ＧＡＰ指導員の要件:推進協議会が開催する指導者研修会を受講すること

（１）各地域の京都府茶生産協議会の部会（組合）単位以上で、生産者向けの宇治茶ＧＡＰ**研修会を計画的に開催**する

（２）茶生産者・製茶工場の**工程改善に向けた助言**を行う

（３）【産地ＪＡ】茶生産者・製茶工場から提出された**「実践誓約書」を受け付ける**

（４）【産地ＪＡ】実践者**名簿を作成**して、名簿の写しを推進協議会（京都府茶生産協議会・ＪＡ京都中央会）へ提出し、実践確認証を交付する
「宇治茶ＧＡＰ実践確認証用印鑑の取り扱い」に基づき、実践確認証用印鑑を適切に保管・管理並びに使用する

【②「宇治茶ＧＡＰ」承認制度】

○対象者：宇治茶ＧＡＰ実践者（**製茶工場単位で承認**）

○概　要：自己点検・改善指導を経て、所定の基準をクリアした宇治茶ＧＡＰ実践者からの申請に基づき、点検を行い、府茶業会議所による承認

○レベル：初級、上級の２級制。次の基準を満たした者を承認します

レベル	承認基準	点検事項
初級	宇治茶ＧＡＰ点検シートの**必須項目 100%**を実践	１次点検：書類確認 ２次点検：書類確認
上級	宇治茶ＧＡＰ点検シートの**必須項目 100%＋** **重要項目 70%以上**実践	１次点検：書類確認＋現地確認 ２次点検：書類確認

○承認にかかる費用：無料

○有効期間：承認後３年間

○更新の手続き：新規承認と同じ手続きを行う

○有効期間中の義務：①宇治茶ＧＡＰ実践誓約書を毎年提出
②宇治茶ＧＡＰ点検シートによる点検と必要書類保管

○推進主体：（公社）京都府茶業会議所

茶生産者・製茶工場が行うこと

（１）研修会や宇治茶ＧＡＰ指導員の助言を参考に、自己点検に取組む

（２）宇治茶ＧＡＰ点検シートで自己点検し、所定の基準をクリアした製茶工場が、次の申請書類を揃えて、産地ＪＡに提出して下さい
①承認申請書１枚
②宇治茶ＧＡＰ点検シート（工場編）の**写し**１部
③宇治茶ＧＡＰ点検シート（栽培編）の**写し（申請する生産者全て）**

（３）基準をクリアできている場合、2 段階の点検を経て、府茶業会議所から「宇治茶ＧＡＰ承認書」が製茶工場に対して交付されます

点検員が行うこと

〇点検員：1次点検（産地ＪＡ）、２次点検（ＪＡ全農京都）

〇点検員の要件：原則として、ＪＧＡＰ基礎研修を受講し、ＪＧＡＰ指導員資格を保持すること

〇**１次点検者**（産地ＪＡ）の役割

（１）製茶工場からの**申請書を受け付け**ます

（２）申請書類を確認し、レベル毎に設定した**基準をクリアできているかを点検**します。**上級の場合は、現地確認**も行います。

（３）基準をクリアした者の申請書類（申請書＋点検シートの写し）を、**２次点検に送り**ます

（４）基準をクリアしなかった者への**改善指導**を行い、クリアできたら、再度点検を行います。

（５）交付された**「宇治茶ＧＡＰ承認書」を申請者に送付**します。また**承認者の名簿を保管**します

〇**２次点検者**（ＪＡ全農京都）の役割

（１）1次点検クリア後の**申請書類を確認**し、レベル毎に設定した基準をクリアできているかを再点検します

（２）基準をクリアした者の**名簿を作成**

（３）基準をクリアした者の名簿と申請書類一式を、**京都府茶業会議所へ送ります**

（４）宇治茶ＧＡＰ**承認者の名簿を保管**し、茶市場出荷の際の表記の参考とします

〇**承認者（茶業会議所）の役割**

（１）１次点検・2次点検の確認結果と名簿に基づき、**「宇治茶ＧＡＰ承認書」（初級、上級）を発行**し、級別の**承認者名簿を作成**します

（２）1次点検者へ、「宇治茶ＧＡＰ承認書」を送ります

（３）1次・2次点検者へ、宇治茶ＧＡＰ承認者の名簿を送付します

（４）**申請書類は、有効期間（3年間）保管**します